

提供日 2024/09/19
タイトル 本県及び県内市町の健全化判断比率等の状況
担当 知事直轄組織 政策推進局財政課
連絡先 財政課企画班、市町行財政課財政班
TEL 054-221-2038(財政課)、2055(市町行財政課)



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、本県及び県内市町（指定都市分を除く）の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおり。

1 県分

(1) 令和5年度決算に基づく本県数値 (単位：%)

指 標	R 5 決算	R 4 決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
実質公債費比率	13.6	13.0	25.0	35.0
将来負担比率	235.4	240.0	400.0	—
資金不足比率	—	—	20.0	—

(2) 健全化判断比率の状況

指 標	状 況
実質赤字比率	実質収支が黒字であるため、実質赤字額はない
連結実質赤字比率	連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額はない
実質公債費比率	早期健全化基準25.0%を下回っており、健全な状況
将来負担比率	早期健全化基準400.0%を下回っており、健全な状況

(3) 資金不足比率の状況

本県の6つの公営企業会計は、いずれも資金不足額がないため、資金不足比率はない。

2 市町分（指定都市を除く）

(1) 健全化判断比率

指 標	状 況
実質赤字比率	いずれの市町も 実質収支が黒字であるため、実質赤字額はない
連結実質赤字比率	いずれの市町も 連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額はない
実質公債費比率	いずれの市町も 早期健全化基準25.0%を下回っており、健全な状況
将来負担比率	いずれの市町も 早期健全化基準350.0%を下回っており、健全な状況

(2) 資金不足比率

いずれの地方公営企業会計も資金不足額がないため、資金不足比率はない。